

求人者・求職者の皆様へ

■取扱職種の範囲等

職種： 全職種

但し、港湾運送業務及び建設業務に就く職種は、
職業安定法の定めにより取扱うことができません。

地域： 国内

※若者雇用促進法第11条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人に該当する旨の自己申告があった求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱いません。

■職業紹介手数料について

企業様から求人のご依頼を受けた場合、まず、基本契約書の締結と職業紹介手数料のお見積りをさせていただきます。職業紹介手数料は、求人に対するマッチングが成功し、採用が決定した場合に成功報酬としてお支払いいただきます。

求人者から徴収する手数料については下記手数料表のとおりです。（消費税除く）

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者	
求人受理時の事務費用	1,000 円（手数料負担者は 求人者 とします。）	
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬	職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職が1年間に支払われる賃金の 35 % (手数料負担者は 求人者 とします。)
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬	職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職が1年間に支払われる賃金の 35 % (手数料負担者は 求人者 とします。)
特定の条件による特別の求職者の開拓やその為の調査・探索	着手金	100,000 円 / 活動1日当たり 10,000 円
	成功報酬	職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職が1年間に支払われる賃金の 35 % (手数料負担者は 求人者 とします。)
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬	職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職が1年間に支払われる賃金の 35 % (手数料負担者は 関係雇用主 とします。)

求職者からは手数料を徴収いたしません。

■返戻金制度に関する事項

当事業所は、返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部または、一部を返戻する制度）を設けています。
採用決定者が、専ら自己の都合により早期退職をした場合には、お支払いいただいた職業紹介手数料のうち、一定の割合でご返金いたします。返戻金制度が適用される場合の適用条件及び料率については、下記のとおりです。

入社1か月以内に離職した場合 職業紹介手数料の50%を返金
入社2か月以内に離職した場合 職業紹介手数料の25%を返金

■苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応します。

苦情申出先： 職業紹介責任者 久保田 潤 連絡先 0545-66-4848

■求人者の情報及び求職者の個人情報取り扱いに関する事項

当事業所は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規定」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規定」は、以下のとおりです。

第1条 個人情報取り扱い責任者は職業紹介責任者 久保田潤 とする。

第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取り扱いに関する教育、指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

第3条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人からの情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者が求職者への周知に努めることとする。

第4条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合には、苦情処理担当者は誠意をもって適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者 久保田潤 とする。

令和3年7月7日現在
株式会社ジェイスタッフ
[許可番号] 22-ユ-300551

